

平成23年12月 別紙1

事業主様
(社会保険関係事務ご担当者様)

日本年金機構

届出にあたって「もれ」や「誤り」が多い事例

一 事業所調査において見受けられた事例の注意喚起のお知らせ 一

事業主・社会保険関係事務のご担当の皆様には、日頃から社会保険事業の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、平成22年度に全国で実施しました厚生年金保険及び健康保険の事業所調査において、多数見受けられた届出にあたっての「もれ」や「誤り」の事例についてお知らせいたしますので、今後の事務手続きの参考にしていただきますよう、お願いいたします。

届出内容等に誤りがあると、納めていただく保険料額や、被保険者が将来受け取られる年金額が正しく計算されないこととなりますので、正しく届出いただきますよう、お願いいたします。

また、今後とも順次、事業所調査を実施する予定としておりますので、ご多忙とは存じますが、調査実施の際にはご協力のほどお願いいたします。

「もれ」や「誤り」の事例

1. 従業員等の採用時

【事例】 被保険者資格取得年月日が試用期間、見習期間が終了した日で届け出されている。

正しい手続き 試用期間や見習期間は、適用除外事由に該当しません。資格取得年月日は試用期間等も含めた当初の年月日となります。

【事例】 パートタイマー、臨時雇用(短期間雇用者)従業員が被保険者として届け出されていない。

正しい手続き パート等の短時間勤務者の場合、勤務時間及び勤務日数がいずれも正社員のおおむね4分の3以上の人は資格取得の届出が必要です。
〔※「4分の3以上」の判断基準は、あくまでもひとつの目安であって就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。〕

アルバイト等の短期間雇用者の場合、雇用期間が継続して2カ月を超える人は最初の日から資格取得の届出が必要です。

【事例】 資格取得届の報酬月額が基本給のみの額で届け出されている。

正しい手続き 資格取得時の報酬月額は、基本給の他に、通勤手当、役職手当、扶養手当、住宅手当、超過勤務手当等の諸手当など労務の対償となる全ての報酬を含みます。

2. 従業員等の退職時

【事例】 資格喪失年月日が退職年月日で届け出されている。

正しい手続き 退職又は死亡した日の翌日が資格喪失年月日となります。

3. 算定基礎届の提出

【 事 例 】 報酬月額算定基礎届の報酬月額が正しく算定されていない。

正しい手続き 算定基礎届の報酬月額については、4月、5月、6月に実際に支払われた給与(支払基礎日数が17日以上)の月が対象)を基に計算します。

4. 給与等が昇(降)給した時

【 事 例 】 給与額(基本給、住宅手当、家族手当などの固定的賃金)が大きく変動したとき、被保険者報酬月額変更届が届け出されていない。

正しい手続き 報酬月額変更届は次の3つの条件の全てに該当する場合、届出が必要です。

ア) 昇(降)給など固定的賃金に変動があった

イ) 変動月以後3カ月の報酬の平均月額が従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた

ウ) 変動月以後3カ月の報酬の支払基礎日数がいずれも17日以上であった

5. 賞与等が支払われた時

【 事 例 】 賞与等が支払われたときに賞与支払届が届け出されていない。

正しい手続き 賞与等が支払われたときには、被保険者賞与支払届総括表及び被保険者賞与支払届の届出が必要です。

なお、賞与の支払いがなかった場合には、被保険者賞与支払届総括表に「不支給」の旨の表示を行い届け出してください。

〔 ※ 賞与等とは、賞与の名称を問わず、被保険者が労働の対象として受けるもののうち、年間の支給回数が3回以下のものをいいます。〕

6. 保険料の控除

【 事 例 】 厚生年金保険料等の保険料が給与から正しく控除されていない。

正しい手続き 厚生年金保険料及び健康保険料等については、各届出があった場合や保険料率の変動があった場合は、再度計算をして正しく控除してください。

※ 各種届出書の提出方法、誤りが多い事例については、日本年金機構のホームページにも掲載しております。是非、ご参照のうえ、今後の事務手続きの参考にさせていただきますよう、お願いいたします。

届出書の提出について : <http://www.nenkin.go.jp/main/system/index8.html>

誤りが多い事例について : <http://www.nenkin.go.jp/pension/kiroku/ki jun.html>

日本年金機構からのお知らせ

平成24年4月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

厚生年金保険等の届出について

被保険者（従業員）の採用・退職・異動等があった場合には、届出が必要になります。
主な届書は以下のとおりです。届出にあたっては「もれ」や「誤り」がないか、ご確認ください。

《従業員を採用したとき》『被保険者資格取得届』を提出してください。

試用期間であっても加入の要件を満たしていれば届出が必要です。

被扶養者がいる場合は「被扶養者（異動）届」もあわせて提出してください。

《被保険者が退職したとき》『被保険者資格喪失届』を提出してください。

全国健康保険協会管掌健康保険に加入していた場合は、本人・家族の健康保険被保険者証、
高齢受給者証等を添付してください。（紛失等のため添付できない場合は、「健康保険被保険者
証回収不能・滅失届」の提出もしくは、添付できない理由を「被保険者資格喪失届」の備考欄
に記入してください。）

《採用または退職の方が70歳以上のとき》70歳以上の方（昭和12年4月2日以降に生まれた方）

については、「被保険者資格取得届」または「被保険者資格喪失届」とあわせて「70歳以上被用
者該当・不該当届」を提出してください。

《被保険者の住所に変更があったとき》『被保険者住所変更届』を提出してください。

配偶者を扶養している場合は、被扶養配偶者欄にも記入が必要です。

《被扶養者に異動があったとき》被扶養者の追加・削除等について、『被扶養者（異動）届』を提出
してください。

被扶養者を追加する場合は、原則として所得・生計維持関係・身分関係の確認ができる書類
の添付が必要となります。被扶養者を削除する場合は、削除する被扶養者の健康保険被保険者
証等を添付してください。

※ 詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。
または、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

児童手当拠出金率が改定されます

平成24年4月分（平成24年5月31日納期限）から、児童手当拠出金率が改定されます。

1,000分の1.3（0.13%）⇒ 1,000分の1.5（0.15%）

※児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として児童
手当拠出金を全額負担していただいております。この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生
年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、児童手当拠出金率を乗じて得た額の総額となります。

日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）が、リニューアルいたしました。

日本年金機構からのお知らせ

平成24年5月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

算定基礎届は正しく届け出ましょう

毎年7月に提出していただく「算定基礎届」は、7月1日現在のすべての被保険者（その年の6月1日以降に資格取得した方を除く）の4月、5月、6月に支払った報酬額（給与等）をもとに、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届出です。

この標準報酬月額は厚生年金保険等の保険料や将来受給する年金額の計算の基礎となりますので、正しく届け出をお願いいたします。

「算定基礎届」は届出用紙による提出のほか、電子媒体申請（CD・FD等）や電子申請による提出が可能です。詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

届出に関する案内や届出用紙は、後日郵送いたします。

算定基礎届の記載方法について(資格取得が給与計算期間の途中にある場合)

報酬の支払い対象期間の途中から被保険者の資格を取得したことにより、1か月分の給与が支給されない月（以下、途中入社月といいます）がある場合は、その途中入社月を除いた月で平均した報酬月額で標準報酬月額を決定します。該当する被保険者の方がある場合には、備考欄に資格取得年月日を記入してご提出ください。

併せて修正平均額欄には、その途中入社月を除いた月の平均額を記入してご提出していただくこととなります。

(例) 給与の支払いが20日締め、当月末日支払、資格取得日（入社日）が3月26日
4月支払いの給与が3月26日～4月20日分となる（1か月分の給与が支給されない）場合

↓
備考欄に「平成24年3月26日取得」、修正平均額の欄には途中入社月の4月を除いた5月、6月の平均額を記入することとなります。

被扶養者に該当しなくなった方の届出はお済みですか？

健康保険では、就職や一定の収入を超えた場合など、健康保険の被扶養者の条件に該当しなくなったときに「健康保険被扶養者（異動）届」の提出が必要です。

全国健康保険協会が平成22年5月から7月に実施した被扶養者資格の再確認では、被扶養者から除かれた理由の多くが「就職したが届出をしていなかった」というもので、二重加入による削除もれが多く見受けられました。

平成24年度被扶養者資格の再確認について、5月末から7月までの期間で実施することとされ、全国健康保険協会から5月末より順次リストが送付されます。事業主・加入者の皆さまのご協力をお願いいたします。

健康保険被扶養者（異動）届の提出先は、管轄の年金事務所になります。健康保険の被扶養者になる場合や被扶養者から除かれる場合は、すみやかな届出にご協力ください。

※ 被扶養者の届出に関することは、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構からのお知らせ

平成24年6月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

『賞与支払届』について

被保険者に賞与が支払われたときは、「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を支給日から5日以内に提出してください。この届出により保険料や将来受給する年金額等の計算の基礎となる「標準賞与額」が決定されます。

また、事前登録している賞与支払予定月に賞与の支払いがなかったときには、「賞与支払届総括表」の提出が必要となります。（「賞与支払届総括表」の④支給・不支給欄の「不支給 1」に○を付けて提出してください。）

《届出にあたっての注意点》

- ・「標準賞与額」の上限額は、健康保険では年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の累計が540万円まで、厚生年金保険では1か月あたり150万円までとなります。
- ・「賞与支払届」の⑤賞与額（合計）欄に実際に支払った賞与額の1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。
- ・年4回以上賞与が支払われる場合は「算定基礎届」に算入することになりますので、この届出の提出は必要ありません。
- ・届出用紙は、事前登録している賞与支払予定月の前月に送付しております。事前に賞与支払予定月を登録していない場合は、届出用紙は送付されません。今後「賞与支払届」の送付をご希望のときは「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」を管轄の年金事務所へ提出してください。

○届出用紙は、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）「申請・届出様式」からダウンロードすることもできます。

養育期間の標準報酬月額の特例について

被保険者または被保険者であった方が、3歳未満の子を養育するために勤務時間短縮等の措置を受けることで養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合には、標準報酬月額の特例を申し出ることができます。

この申出によって、養育期間中の保険料は実際に受けている低い標準報酬月額で計算され、将来受け取る年金額を計算する際には養育期間前の標準報酬月額を使用するという特例措置が受けられます。なお、この特例は厚生年金保険の保険給付のみに適用されます。

また、申出の際には「養育期間標準報酬月額特例申出書」に、子との身分関係と子の生年月日を証明できる戸籍謄（抄）本または市町村長の証明書（戸籍記載事項証明書）と子との同居が確認できる住民票（コピー不可/提出日からさかのぼって60日以内に発行されたもの）を添付して提出してください。

届出は、被保険者の方は事業主経由で、被保険者であった方は勤務していた会社を管轄する年金事務所へ申請をお願いします。

なお、子を養育しなくなったときなど特例措置に該当しなくなった場合には「養育期間標準報酬月額特例終了届」を提出してください。

日本年金機構からのお知らせ

平成24年7月号

◆◆ 事業主の皆さまへ ◆◆

「報酬月額変更届」について

標準報酬月額は、原則「被保険者資格取得届」や「算定基礎届」により決定されますが、被保険者の受ける報酬が固定的賃金の増減により大幅に変動した場合は、「報酬月額変更届」により改定を行います。

この「報酬月額変更届」は、従前の標準報酬月額と変動後の標準報酬月額（※）に2等級以上の差が生じた場合に提出します。

※ 変動した固定的賃金が支払われた月から引き続き3か月に支払われた報酬の平均額から算出します。この3か月間において、支払基礎日数はいずれも17日以上である必要があります。

「算定基礎届 総括表」に記載された7、8、9月に月額変更予定の方は、「報酬月額変更届」を忘れずに提出してください。なお、月額変更予定者が月額変更該当しなくなった場合には、速やかに「算定基礎届」を提出してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付けております。「ねんきん月間」の間中は、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくため、啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

その一環として、広く国民の皆さまから公的年金制度との関わりについてのエッセイを募集いたします。公的年金の大切さや意義などについて、皆さまと一緒に考えていきたいと思っております。

募集要綱は日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) に掲載しています。たくさんのご応募お待ちしております。

健康保険・厚生年金保険の届出にはCD・DVDの利用が便利！

日本年金機構がホームページで提供する届書作成プログラムなどを利用すると、CDやDVDで届書を提出することができます。

「従業員が多く、紙で届書を提出するのは大変」とお考えの事業所にとっては、とても便利な方法となりますのでご活用ください。(特に、算定基礎届や賞与支払届の提出に便利です。)

詳しくは、「年金機構 電子媒体」で検索

(<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshibaitai.jsp>)

日本年金機構からのお知らせ

平成24年11月号

◆◆ 事業主の皆さまへ ◆◆

「賞与支払届」について

被保険者に賞与を支給した場合は、支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」および「被保険者賞与支払届総括表」を提出してください。この届出により保険料や将来受給する年金額等の計算の基礎となる「標準賞与額」が決定されます。

届出用紙は、事前にご登録された賞与支払予定月の前月に送付しております。今後「賞与支払届」の送付をご希望のときは「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）」を提出してください。

また、事前にご登録された賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合も「被保険者賞与支払届総括表」の提出が必要となりますので、ご注意ください。（④支給・不支給欄の「不支給 1」に○を付けて提出してください。）

詳しくは、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

電子媒体申請について

日本年金機構がホームページで提供している届書作成プログラムを利用すると、賞与支払届を電子媒体（CD・DVD・FD・MO）で提出することができます。

現在、賞与支払届の約半数がCDやFDで提出されており、「従業員が多くて、紙で賞与支払届を提出するのは大変」とお考えの事業主の方及びご担当者の方には、とっても便利な方法です。

是非、今冬の賞与支払届からご利用されてみてはいかがでしょうか。

詳しくは、「年金機構 電子媒体」で検索

年金機構 電子媒体

検索

（<http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/denshibaitai.jsp>）

年金委員制度について

年金委員とは、政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金に対する適用、給付、保険料等について、社内で啓発、相談、助言等の活動を行う民間協力員です。事業主や市町村からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。

厚生年金保険の適用事業所のうち、常時300人未満の被保険者がいる事業所には1名以上、300人以上の被保険者がいる事業所には2名以上の設置をお願いしております。

年金委員は、年金委員研修の参加を通じて、制度への知識をより深めていただくほか、他の年金委員との意見交換を行うこともできます。年金委員がいない場合は、ぜひ委員の推薦をご検討ください。年金委員委嘱数（平成24年3月末時点）：125,764人

外国人従業員が退職して帰国する場合、市区町村に転出届を提出するようご案内願います。

平成24年7月9日より、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国籍の方が国外に転出する場合、原則として市区町村に転出の届出が必要となりました。転出の届出をしていない場合、出国後に脱退一時金を請求することができなくなることがあります。



日本年金機構

Japan Pension Service

日本年金機構からのお知らせ

平成25年2月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

被保険者が退職したときは届出が必要です

被保険者が退職したときなど、被保険者に該当しなくなった場合には「被保険者資格喪失届」を5日以内に提出してください。

被保険者が退職したときの資格喪失日は、退職日の翌日となります。例えば、3月31日付で退職した場合、資格喪失日は4月1日となりますので、ご注意ください。

なお、全国健康保険協会管掌健康保険に加入していた場合は、本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

70歳以上被用者の届出について

厚生年金保険等の適用事業所に使用される70歳以上の方（※70歳以上被用者）についても、在職年齢年金制度が適用されるため、70歳以上の方を使用する場合は届出が必要となります。

70歳以上の方を雇用した場合は、「被保険者資格取得届」と「70歳以上被用者該当届」を提出してください。

被保険者の方が70歳に到達した場合は、健康保険の被保険者資格は継続しますが厚生年金保険の被保険者資格は喪失となりますので、厚生年金保険にかかる「被保険者資格喪失届」と「70歳以上被用者該当届」を提出してください。

なお、70歳以上被用者期間は被保険者期間ではないため厚生年金保険料は徴収されず、年金額計算の基礎にもなりません。

※70歳以上被用者とは

70歳以上の方が新たに使用されるか、または被保険者の方が70歳到達後も継続して使用される場合で次の要件の全てに該当される方をいいます。

- ・昭和12年4月2日以降に生まれた方。
- ・過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方。
- ・適用事業所に使用される方で、勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおむね4分の3以上の方。（「4分の3以上」の判断基準は、あくまでもひとつの目安です。就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。）

いよいよ始まりました！「気になる年金記録、再確認キャンペーン」

日本年金機構では、年金記録問題の解決に向けた様々な取組を進めていますが、まだ多数の持ち主不明記録が残っています。今回、あらためてご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」がないかどうかの確認をしていただくためのキャンペーンを実施し、再確認の呼びかけを行っています。

実際、転職が多かった方、姓（名字）が変わったことのある方、いろいろな名前の読み方がある方などが実際に調べてみたところ、約9人に一人の割合で年金記録が見つかっています。

従業員のみならず、年金記録が気になっている方がいらっしゃいましたら、ぜひこの機会に、お近くの年金事務所や街角の年金相談センターへご相談いただくよう、呼びかけをお願いします。詳しくは、「気になる年金記録、再確認キャンペーン」特設ページ (<http://www.nenkin.go.jp/k-cam/>) をご覧ください。



日本年金機構

Japan Pension Service

◆◆◆ 算定基礎届について ◆◆◆

被保険者の「標準報酬月額」は、4月・5月・6月に支払った報酬を、7月に「被保険者報酬月額算定基礎届」により届出ること、9月から翌年8月までの「標準報酬月額」が決定されます。

- ① 届出の対象者となるのは、7月1日現在の全被保険者です。ただし、6月1日以降に資格取得した方は不要です。
- ② 報酬月額の計算方法は、対象月の報酬の平均月額を算出しますが、4月・5月・6月の3か月に支払った報酬について、次のように計算します。
 - ア. 支払基礎日数が17日未満の月は、計算の対象から除きます。
 - イ. 報酬には、通勤手当、残業手当、家族手当等を含みます。ただし、年3回以下で支払われるものは報酬となりません。（年4回以上、支払われるものは報酬となります。）
 - ウ. 住宅や食事の一部または全部が会社負担で提供されているなど現物支給のある場合は、東京都で定められている価額を換算してご記入ください。
 - エ. 支払基礎日数が17日以上ある月の報酬総額を対象月数で割ったものが平均月額となります。

※ なお、昨年度より、年金事務所等に数年に一度ご来所いただき、賃金台帳等の関係帳簿を確認する調査を実施しております。本年度の該当事業所については、別途ご案内文を送付いたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

「現物によるものの額」とは

報酬（給与等）または賞与の一部・全部について、現物（通貨以外のもの）で支払われる場合は、これを都道府県ごとに厚生労働大臣が定めた価額へ換価します。届書の「現物によるものの額」には換価した額を記載してください。

なお、【東京都】における現物の価額は以下のとおりとなります。

食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額	
18,900円	630円	160円	220円	250円	畳一畳につき 2,400円	時価

※ 全国の現物給与価額一覧表については、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/n/www/share/pdf/existing/main/employer/genbutsu_kyuuuyo24.pdf）からご確認いただけます。

◆◆◆ 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!! ◆◆◆

「賞与」を支払ったときは、「賞与支払届」の提出が必要です。この届出に基づき「標準賞与額」が決定され、毎月の保険料と同率の保険料を事業主と被保険者が折半して納付することになります。

「賞与」とは…

賃金、給料、期末手当などの名称を問わず、被保険者に労働の対償として支払うもののうち、年3回以下で支払うものをいいます。なお、年4回以上支払う同一性質のものについては、月々の保険料を算定するうえで基礎となる「標準報酬月額」の対象となります。

「標準賞与額」とは…

被保険者に支払われた「賞与」の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額をいいます。この「標準賞与額」に保険料率を乗じて算定されたものが「賞与」の保険料額となります。

また、「標準賞与額」には上限が設定されており、健康保険は年度（4月から翌年3月）ごとに累計で540万円、厚生年金保険は1か月につき150万円となります。

「賞与支払届」の提出は…

あらかじめ登録いただいている賞与支払予定月の前月に、被保険者氏名などを印字した「賞与支払届」または被保険者の基本情報を収録したCD-RWを年金事務所から送付いたしますので、「賞与」を支払った日から5日以内に「賞与支払届総括表」とともに、管轄の年金事務所に提出してください。

また、賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与支払届総括表」の「不支給1」に○印をつけて提出してください。

なお、「賞与」を支払った被保険者の中に70歳以上の方がいる場合は「70歳以上被用者賞与支払届」についても併せて提出してください。

資格取得月・資格喪失月の取扱いは…

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与は年度累計の対象となるため届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。

◆◆◆ 各種届出はお早めに ◆◆◆

社会保険に関する各種届について、期限等を今一度確認していただき、届出が遅れたり忘れたりすることがないようにお願いします。

どのようなときに	なにを（届出種類）	いつまでに	だれが
従業員を採用したとき	被保険者資格取得届 ※	5日以内	事業主
被保険者が退職したとき、亡くなったとき	被保険者資格喪失届 ※	5日以内	事業主
被扶養者について変更があったとき	被扶養者異動届	5日以内	被保険者（事業主経由）
固定的賃金の変動に伴う、報酬の大幅な変更があったとき	被保険者報酬月額変更届 ※	固定的賃金の変動月以後3か月分の報酬の支払い後すみやかに	事業主
賞与等を支給したとき	被保険者賞与支払届総括表 被保険者賞与支払届 ※	5日以内	事業主
氏名に変更があったとき	被保険者氏名変更（訂正）届	すみやかに	事業主
住所を変更したとき	被保険者住所変更届	すみやかに	事業主

※ 70歳以上の方については、「70歳以上被用者」の届出も必要です。

詳細は日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/n/www/sinsei/list.jsp>
「申請・届出様式」に掲載しております。

◆◆◆ 社会保障協定について ◆◆◆

企業の国際的な交流に伴い、海外で就労する機会が年々増加しています。海外で働く場合、日本と相手国の2つの国で社会保障制度に加入し、相手国の年金を受け取るためには一定の期間その国の年金に加入しなければならず、保険料の掛け捨て等問題が発生していました。

この協定は、これらの問題を解消すべく、「二重加入の防止」、日本の年金加入期間を相手国の年金加入期間とみなして相手国の年金を受給できるようにする「年金加入期間の通算」を目的として締結されたものです。この取扱いができる国、その仕組みと具体的な手続方法等については、

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou.html>

●日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

をご覧ください。

◆◆◆ 知っておきたい“被保険者の適用基準のQ&A” ◆◆◆

Q. パートタイマーは健康保険・厚生年金保険の被保険者となりますか？

(例：3月1日から2人のパートタイマーを雇用した場合)

	正社員	Aさん (パートタイマー)	Bさん (パートタイマー)
1日の所定勤務時間	8時間	6時間	3時間
1か月の所定勤務日数	22日	17日	20日

A. パートタイマーの場合は、就労の形態や内容を総合的に考えて、常用的使用関係にあると認められれば被保険者となります。

《常用的使用関係にあるかどうかの目安は・・・》

- ① 1日の勤務時間（日によって変わる場合は1週間の勤務時間）
- ② 1か月の勤務日数

①②両方が同種の業務に従事する正社員のおおむね4分の3以上である場合は、被保険者となります。この場合は、Aさんが被保険者となります。

◆◆◆ 知っておきたい“資格喪失関係のQ&A” ◆◆◆

Q. 資格喪失届に記入する資格喪失年月日はいつになりますか？

A. 資格喪失届に記入する資格喪失年月日は次のとおりです。届出の際には日付に誤りがないか確認をお願いいたします。

資格喪失事由	資格喪失年月日
退職・死亡による場合	退職日または死亡日の <u>翌日</u>
70歳到達により厚生年金保険の資格を喪失する場合	70歳の誕生日の <u>前日</u>
75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合	75歳の誕生日の <u>当日</u>

Q. 被保険者が資格を喪失した月の保険料はどのように納めればよろしいですか？

A. 被保険者が資格を喪失した月の保険料は、資格喪失日の属する月の前月分まで納めることとなります。

(例：3月31日付で退職した場合、資格喪失日は4月1日となり、3月分の保険料まで納めていただくこととなります。)

◆◆◆ 「健康保険被保険者資格証明書」の交付について ◆◆◆

各種届出が集中する3月下旬から4月の期間は、「健康保険被保険者資格証明書」の交付に日数を要する場合がありますので、ご了承ください。恐れ入りますが、早急な受診予定等がない方につきましては、2週間程度で送付されます「健康保険被保険者証」をお待ちいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

◆◆◆資格取得時の報酬月額の記事上のお願い◆◆◆

被保険者の資格を取得したときに提出していただく資格取得届は、実際に給与を支給する前に届出をしていただくため、**報酬月額の欄には見込み額を記入していただくこととなります。**標準報酬月額の対象となる**報酬とは、被保険者が労働の対価として受けるすべてのもの**をいいます。賃金、給料、手当などの名称を問わず通貨で支払われるもの、および現物で支給されるもの（食事、住宅など）が対象となります。

ただし、臨時に受けるものや年3回以下の賞与などは含みません。（年3回以下の賞与などは、標準賞与額の対象です。）

下表をご参考いただき、正しく届出いただきますようお願いいたします。

	報酬月額の対象となるもの	報酬月額の対象とならないもの
通貨	基本給（月給、日給、時間給など）、残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当、役職手当、皆勤手当、賞与（年4回以上のもの）	賞与（年3回以下のもの）、大入袋、見舞金、解雇予告手当、退職金、出張旅費、仕事上の交際費、慶弔費など
現物	食事、社宅・寮、被服（勤務服でないもの）、自社製品、通勤定期券（月額相当金額）	制服、作業着、見舞品、生産施設の一部である住居など

◆◆◆社会保険事務手続きQ&A◆◆◆

Q、試用期間中は健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

A、入社後、従業員としての適格性をみるため、就業規則で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法、厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」に該当しないため、たとえこの期間が1か月でも被保険者の加入手続きを行わなければなりません。

例えば、4月1日から試用期間として入社した方が、7月1日から正社員になった場合、被保険者の資格取得年月日は4月1日になります。

Q、会社の役員も健康保険・厚生年金保険の被保険者となることができますか？

A、会社等法人の理事、監事、取締役、代表社員等は、経常的な労務の提供があり、かつ、労務の対償として経常的に報酬を受けている場合は、その法人に使用されているものと解され、被保険者となります。

なお、非常勤の役員については、名目上の地位で他の法人の役員を兼務し、非常勤として定まった報酬もないような場合などには、常用的使用関係があるとは認められず、被保険者とはなりません。

◆◆◆「健康保険被保険者資格証明書」の交付について◆◆◆

各種届出が集中する3月下旬から4月の期間は、「健康保険被保険者資格証明書」の交付に日数を要する場合がありますので、ご了承ください。恐れ入りますが、早急な受診予定等がない方につきましては、2週間程度で送付されます「健康保険被保険者証」をお待ちいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。